

## 横浜市栄区生ごみ処理器キエーロ補助申請・受領委任払いによる手続きに関する要綱

制定 令和2年3月18日栄地振第1337号（区長決裁）

最近改正 令和3年3月31日栄地振第1270号（区長決裁）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市栄区において実施する「横浜市栄区生ごみ処理器キエーロ補助金交付要綱」（以下「補助金交付要綱」という。）第5条第2項及び第3項に規定する補助の交付申請及び受領について委任して行う手続き（以下「申請・受領委任払い」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### （申請・受領委任払い取扱事業者名簿への登録申請）

第2条 生ごみ処理器キエーロの販売を行い、横浜市栄区内に事業所が存在するものは、横浜市栄区生ごみ処理器キエーロ補助申請・受領委任払い取扱事業者名簿（以下「受領委任払い取扱事業者名簿」という。）への登録を申請することができる。

2 前項の申請は、申請・受領委任払いについての承諾書（第1号様式）に、横浜市栄区生ごみ処理器キエーロ補助申請・受領委任払い取扱事業者業務概要等（変更）届出書（第2号様式。以下「業務概要等（変更）届出書」という。）を添えて行わなければならない。

3 前2項の申請は、生ごみ処理器キエーロを販売する事業を行う事業者が、事業所ごとに申請を行うものとする。

4 横浜市栄区長は、前3項の規定による申請に対して、横浜市栄区生ごみ処理器キエーロ補助申請・受領委任払い取扱事業者として登録を行ったときは、横浜市栄区生ごみ処理器キエーロ補助申請・受領委任払い取扱事業者登録通知書（第3号様式）により当該事業者に通知するものとする。

### （登録事業者の責務等）

第3条 前条第1項に規定する受領委任払い取扱事業者名簿に登録された事業者（以下「登録事業者」という。）は、横浜市補助金規則及び横浜市栄区生ごみ処理器キエーロ購入補助金交付要綱を遵守するものとする。

2 横浜市栄区長は栄区民に対し、受領委任払い取扱事業者名簿及び登録事業者の所在地等について情報提供を行う。

### （受領委任払い）

第4条 登録事業者により生ごみ処理器キエーロを購入した栄区民は、当該登録事業者に栄区生ごみ処理器キエーロ補助申請及び受領について委任することができる。この場合において、横浜市栄区長は、申請を審査したうえ、適正と認めた補助額を当該登録事業者に支払うものとする。

### （変更の届出等）

第5条 登録事業者は、事業所の名称、所在地等業務概要等（変更）届出書に記載した事項に変更があったときは、速やかに、業務概要等（変更）届出書により横浜市栄区長に届け出なければならない。

2 登録事業者は、届出に係る事業を廃止し、休止し、又は再開するときは、あらかじめ横浜市栄区生ごみ処理器キエーロ補助申請・受領委任払い取扱事業者事業廃止（休止・再開）届出書（第4号様式）により横浜市栄区長に届け出なければならない。

(報告等)

第6条 横浜市栄区長は、必要があると認めるときは、登録事業者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、質問若しくは照会を行うことができる。

(登録事業者の名簿登録の取消)

第7条 横浜市栄区長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、受領委任払い取扱事業者名簿への登録を取り消すことができる。

(1) 生ごみ処理器キエーロを購入した栄区民が求めるにも関わらず、正当な理由なく申請・受領委任払いを拒否した場合

(2) この要綱に定める所定の手続きを行わなかった場合

(3) その他、横浜市栄区長が名簿への登録取り消しについて必要と認める場合

2 横浜市栄区長は、前項の規定に基づき登録の取消を行ったときは、横浜市栄区生ごみ処理器キエーロ補助申請・受領委任払い取扱事業者登録取消通知書(第5号様式)により当該取り消しを受けた事業者に通知するものとする。

(領収書等)

第8条 登録事業者は、当該支払いをした栄区民に対し領収書を交付するものとする。

(補助申請手続等)

第9条 登録事業者は、この要綱で規定する補助申請・受領委任払いを行う場合は、次の各号に定める書類を添付し、手続き終了後40日以内に横浜市栄区長へ届け出なければならない。

(1) 横浜市栄区生ごみ処理器キエーロ購入補助金申請・受領委任状兼誓約書(補助金交付要綱第1号様式)

(2) 横浜市栄区生ごみ処理器キエーロ購入補助金交付申請書 表紙(補助金交付要綱第2号様式)

(3) 横浜市栄区生ごみ処理器キエーロ購入補助に係る領収書(補助金交付要綱第7号様式)の写しその他前項の委任をした者に販売をしたことがわかる書類(委任を受けた事業者の印があるものに限る)

2 横浜市栄区長は、登録事業者から前項に規定する書類の提出があったときは、当該補助金の交付又は不交付を決定し、その旨を当該登録事業者に通知しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項については、別に横浜市栄区長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

横浜市栄区長

住所  
事業者名称  
代表者職氏名

横浜市栄区生ごみ処理器キエーロ補助申請・受領委任払いについての承諾書

- ・横浜市栄区生ごみ処理器キエーロ購入に係る申請について、補助申請・受領に関する委任の申し出があった場合、補助申請者からは横浜市栄区生ごみ処理器キエーロ補助要綱に基づく金額を除いた自己負担額の支払いを受け、委任に基づき支給申請を行い受領することを承諾します。
  - ・横浜市栄区生ごみ処理器キエーロ補助申請・受領委任払い取扱い事業者名簿への登録を希望します。
  - ・横浜市栄区生ごみ処理器キエーロ補助申請・受領委任払いの手続きにあたっては、以下の事項を遵守します。
- 1 横浜市栄区生ごみ処理器キエーロ補助要綱の対象となる補助申請について、申請・受領委任払いによる支給手続きは、横浜市栄区生ごみ処理器キエーロ補助申請・受領委任払いによる手続きに関する要綱を遵守すること。
  - 2 横浜市栄区生ごみ処理器キエーロ補助要綱の対象となる補助申請者から、申請・受領委任払いを求められた場合には、正当な理由なく、申請・受領委任払いを拒まないこと。

第2号様式（第2条第2項）

横浜市栄区生ごみ処理器キエーロ補助申請・受領委任払い取扱事業者  
業務概要等（変更）届出書

新規・変更 (いずれかに○)	届出日  年 月 日	No.
		営業形態 法人・個人
フリガナ		
-----		
事業者名		
代表者氏名		
所在地		
〒 ー		
電話 ( ) FAX ( )		
事業開始日		
営業時間・休業日		
従業員数  _____名		
URL		

※ 変更の場合は、変更部分及び事業者名を記載して下さい。

第 号  
年 月 日

様

横浜市栄区長

横浜市栄区生ごみ処理器キエーロ補助申請・受領委任払い取扱事業者登録通知書

横浜市栄区生ごみ処理器キエーロ補助申請・受領委任払いによる手続きに関する要綱第2条に基づき届出がありましたので、横浜市栄区生ごみ処理器キエーロ補助受領委任払い取扱事業者として次のとおり登録し、通知します。

事業者名称	
事業者所在地	
受領委任払取扱事業者取扱番号	
登録年月日	年 月 日

「受領委任払取扱事業者取扱番号」は、給付申請の際に申請書内「事業者番号」欄に記載していただくものです。

また、事業者名、所在地、代表者氏名等の登録内容に変更が生じた場合には、必ず変更の届出を行ってください。変更の届出があっても、登録番号は原則として変更しません。

問合せ先 栄区地域振興課資源化推進担当  
TEL 045-894-8576  
FAX 045-894-3099

横浜市栄区長

住所  
事業者名称  
代表者職氏名

横浜市栄区生ごみ処理器キエーロ補助申請・受領委任払い取扱事業者  
事業廃止（休止・再開）届出書

次のとおり、事業の廃止（休止・再開）をしましたので届け出ます。

廃止（休止・再開）した 事業所名	
廃止（休止・再開）した 事業所所在地	〒            —
廃止・休止・再開区分	廃止 ・ 休止 ・ 再開
廃止・休止・再開日	年 月 日 （～ 年 月 日）
廃止・休止・再開した理由	

第5号様式（第7条第2項）

第 号  
年 月 日

様

横浜市栄区長

横浜市栄区生ごみ処理器キエーロ補助申請・受領委任払い取扱事業者登録取消通知書

横浜市栄区生ごみ処理器キエーロ補助受領委任払い取扱事業者の登録について、次のとおり登録を取り消しますので通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
受領委任払取扱事業所登録番号	
取消年月日	年 月 日
取消理由	

問合せ先 栄区地域振興課資源化推進担当  
TEL 045-894-8576  
FAX 045-894-3099